

告 示

埼玉県告示第百八十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和六年三月一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

松本装飾株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県所沢市中富千六百七十四番地の六

ハ 代表者の氏名

松本 孝司

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―三）第六〇五二二号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和六年三月十八日から同年四月四日までの十八日間

四 処分の原因となった事実

松本装飾株式会社は、令和元年十月五日の管工事業の専任技術者の退社以降、受注した管工事については、管工事業の許可要件を欠いているにも関わらず、建設業法第三条第一項の政令で定める軽微な建設工事の範囲を超える工事を請け負っていたことは、同法第三条第一項に違反し、同法第二十八条第二項第二号に該当する。

さらに、令和元年十月五日の管工事業の専任技術者の退社以降、請け負った管工事において、管工事業の資格要件を満たさない者を主任技術者として配置していたことは、同法第二十六条第一項に違反し、同法第二十八条第一項本文に該当する。